

## 農業法人等経営強化支援事業のうち農福連携推進事業に関する業務委託 企画提案競技実施要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する農業法人等経営強化支援事業のうち農福連携推進事業に関する業務（以下「業務」という。）を委託する事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

### 1 業務の目的

農福連携の推進においては、農業側と福祉側の相互理解や農福連携に必要な知識・技術を習得し、農業現場でそれぞれの立場や状況を理解し、助言・指導できる人材が必要である。

そこで、農業・福祉等の幅広い関係者を対象として、農業の現場における障がい者の雇用・就労に関して指導力を有する専門人材（農福連携技術支援者）を育成する。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 業務名

農業法人等経営強化支援事業のうち農福連携推進事業に関する業務委託

#### (2) 業務概要

別紙「農業法人等経営強化支援事業のうち農福連携推進事業に関する業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 見積額の上限額

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 支払方法

精算払

### 5 企画提案協議実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

### 6 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとし、その旨の誓約書（別紙3）を提出すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、国または宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

## 7 スケジュール

- (1) 実 施 公 告 令和8年7月 1日（水）
- (2) 企画提案競技参加申込み 令和8年7月 8日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 質 問 票 受 付 期 限 令和8年7月10日（金）正午まで
- (4) 企 画 提 案 書 提 出 令和8年7月21日（火）午後5時まで（必着）
- (5) 企画提案会・審査委員会 令和8年7月27日（月）
- (6) 審 査 結 果 通 知 令和8年8月上旬まで

## 8 企画提案競技について

- (1) 企画提案競技への参加申込み
  - ① 提出期限：令和8年7月8日（水）午後5時まで（必着）
  - ② 提 出 先：宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課  
農業参入・法人支援担当  
（宮崎県庁1号館6階）  
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
電話：0985-32-4465 F A X：0985-26-7404  
メールアドレス（代表）：ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp
  - ③ 提出方法：持参、郵送、F A X又は電子メール
  - ④ 提出書類：企画提案競技参加申込書（別紙1）、誓約書（別紙3）
  - ⑤ そ の 他：参加申込書を受け付けた場合、県担い手農地対策課から電話にて確認の連絡を行うので、申込日2日後（土日、祝日を除く。）までに連絡がない場合には、県担い手農地対策課まで問い合わせること。  
なお、参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退

届（別紙4）を持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

(2) 企画提案競技に係る質問について

本業務について質問がある場合は、電子メールにより令和8年7月10日（金）正午までに8（1）②の担当課まで質問票（別紙2）を提出すること。

質問の内容及び回答は、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(3) 企画提案書の提出について

下記のア及びイの書類を1セットとし、これを企画提案書と呼ぶ。なお、提案は1社1案とする。

ア 企画提案書（A4版）

（ア） 実地研修会や座学研修会等の実施内容

（イ） 業務構成概要

（ウ） 事業計画書

（エ） 事業スケジュール

（オ） 会社概要及び事業実施体制

（カ） 過去の業務実績（類似製品等がある場合は、その内容の分かる物も提出）

イ 見積書及び見積明細書

（ア） 業務委託の積算内容が分かるように記載すること。

（イ） 本事業の履行に要する経費をすべて盛り込み、見積額の上限の範囲内で見積もること。

（ウ） 見積書の宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

ウ 提出部数 6部

エ 提出期限等

（ア） 提出期限：令和8年7月21日（火）午後5時まで（必着）

（イ） 提出先：宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課  
農業参入・法人支援担当

※住所等は、8（1）②を参照。

（ウ） 提出方法：持参又は郵送（郵送にあっても、令和8年7月21日（火）午後5時必着とする。）

(4) 企画提案会の開催について

①開催日時 令和8年7月27日（月）午後予定

②開催場所 宮崎県庁内 農政水産部第1会議室（宮崎県庁1号館9階）

③提案方法 1提案あたり持ち時間30分（うち説明20分、質疑応答10分程度）以内とする。

(5) 審査方法・基準

企画提案書の提出による「企画提案競技方式」とし、提案された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

なお、審査については別に定める審査要領に基づき行うものとする。

ア 審査手順

企画提案会による審査とし、提出された企画提案書及び企画提案会での説明内容を審査員が審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

イ 審査基準

別添審査基準表のとおり

(6) 審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面で通知する。

(7) 契約の締結等

ア (5)の審査方法・基準により選定された受託候補者について、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

イ 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

ウ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定範囲内で随意契約を行う。

エ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

オ 契約手続に要する経費は業者負担とする。

(8) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。

ウ 同一人が2件以上の提案を行ったとき。

エ 提案に関してその他不正の行為があったとき。

オ 見積もりの金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。

カ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

(9) 著作権及び複製権

制作した成果品の著作権及び複製権は、すべて県に帰属するものとする。

(10) その他

ア 企画提案に要する一切の経費は、すべて提案者が負担する。

イ 提出された書類等は返却しない。

ウ 業務実施に当たっては、県と緊密な連絡を取りながら進めることとし、疑義が生じた場合には、直ちに協議することとする。

エ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

9 担当課（問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課

農業参入・法人支援担当（担当：竹内）

電話 0985-32-4465

FAX 0985-26-7404

E-mail [ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp)